３財建技第35号
令和３年４月13日

各局（本部）長
中央卸売市場長
教育委員会教育長
各行政委員会事務局長
議会局長
警視総監、消防総監
殿

財務局長
（公印省略）

都における新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を踏まえた
工事及び設計等業務の対応について

「都における新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言解除（令和３年３月21日）を踏まえた工事及び設計業務等の対応について」（令和３年３月22日付２財建技第314号。以下「令和３年３月22日通知」という。）[注1]を通知し、適切な対応をお願いしているところです。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和３年４月９日に政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域について、東京都を含む１都２府３県に拡大する公示がなされ、令和３年４月12日から東京都知事が23区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市及び町田市を指定したまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）においても、まん延防止等重点措置を実施することになりました。

また、令和３年４月９日に改正された新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針においては、引き続き緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして河川や道路などの公物管理、公共工事が挙げられており、まん延防止等重点措置時も同様に事業の継続が求められています。これらを踏まえ、国土交通省より別紙「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和３年４月９日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和３年４月12日付事務連絡）の通知がありました。

このことから、改めて受注者に対し「東京都における公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン（令和２年６月25日版）」[注2]（以下「都のガイドライン」という。）及び国土交通省の「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和２年５月14日（令和２年12月24日改訂版））」[注3]（以下「国のガイドライン」という。）の周知徹底を図るとともに下記のとおり対応をお願いいたします。

記

1　受注者との協議と受注者の希望に応じた一時中止措置等（重点措置区域）

工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）の一時中止措置等の対応については、令和３年３月 22 日通知及び都のガイドラインによることとしているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から改めて今後の対応について受注者と協議を行う。

受注者から、一時中止等の希望の申出がある場合には、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況（テレワークや時差出勤の状況など）、従業員の状況（従業員の健康状態など）、工事現場における感染拡大防止措置の状況（「３つの密」を避けることが困難な場合など）等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、「都における新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び設計等業務の対応について」（令和２年４月８日付２財建技第 15 号。以下「令和２年４月８日通知」という。）[注4]の１と同様の対応を行うこと。なお、一時中止の期間は適切に設定する。

2　受注者の希望に応じた一時中止措置等（重点措置区域以外）

工事等の一時中止措置等の対応については、引き続き令和３年３月 22 日通知及び都のガイドラインによることとする。

3　工事等の継続又は再開に当たっての工事現場における感染拡大防止対策の徹底

令和２年４月８日通知の２に基づき、受発注者双方において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が適切に実施されるよう取り組むこととする。また、受発注者双方において都及び国のガイドラインを踏まえつつ、各工事等の実情に応じて創意工夫を行い感染症の拡大防止に努めることとする。

注１）「都における新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言解除（令和３年３月 21 日）を踏まえた工事及び設計業務等の対応について」（令和３年３月 22 日付２財建技第 314 号）
https://www.e-procurement.metro.tokyo.lg.jp/files/covid-19/covid-19_36.pdf

注２）東京都における公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン
（令和２年６月 25 日版）
http://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/files/covid-19/covid-19_27.pdf

注３）建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
（令和２年５月 14 日（令和２年 12 月 24 日改訂版））
http://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/files/covid-19/covid-19_32.pdf

注４)「都における新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び設計等業務の対応について」（令和２年４月８日付２財建技第 15 号）
http://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/files/covid-19/covid-19_16.pdf

担　当
（工事及び設計等業務に関すること）
財務局 建築保全部 技術管理課　建築技術担当（内 27-641）
土木技術担当（内 27-646）
（工事及び設計等業務の契約に関すること）
財務局 経 理 部　総 務 課　契約調整担当（内 26-111）

別紙

事　務　連　絡
令和３年４月１２日

各都道府県入札契約担当部局長　殿
各指定都市入札契約担当部局長　殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和３年４月９日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和３年４月５日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

令和３年４月９日に、政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）について、宮城県、大阪府、兵庫県の１府２県から東京都、京都府、沖縄県を含む１都２府３県に拡大する公示がなされ、拡大された重点措置区域においても同４月 12 日からまん延防止等重点措置を実施することが決定されたところですが、令和３年４月５日付け事務連絡等の内容を踏まえ、引き続き、適切なご対応を宜しくお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症に係る重点措置区域の拡大を踏まえた、国土交通省直轄事業における対応について、別添のとおり事務連絡が送付されておりますので、ご参考にお知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しくお願いします。

【別添】

事　務　連　絡
令和３年４月 12 日

大臣官房官庁営繕部　各　課　長　殿
各地方整備局　総務部長　殿
企画部長　殿
営繕部長　殿
港湾空港部長　殿
北海道開発局　事業振興部長　殿
営繕部長　殿
各地方航空局　総務部長　殿
空港部長　殿
保安部長　殿
国土技術政策総合研究所　総務部長　殿
管理調整部長　殿
国土地理院　総務部長　殿
企画部長　殿

国土交通省
大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を
実施すべき区域の拡大を踏まえた対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和３年４月９日に政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）が宮城県、大阪府、兵庫県の１府２県から東京都、京都府、沖縄県を含む１都２府３県に拡大する公示が行われ、同４月 12 日から拡大された重点措置区域においてもまん延防止等重点措置を実施することが決定された。まん延防止等重点措置を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和３年４月５日付け国会公契第１号、国官技第２号、国官総第１号、国営管第４号、国営計第９号、国港総第７号、国港技第２号、国空予管第７号、国空空技第２号、国空交企第２号、国北予第１号）において通知したところであるが、これまでの１府２

県に加え、拡大された重点措置区域の工事及び業務の対応についても、同通知に基づき、遺漏なきよう措置されたい。

事　務　連　絡
令和３年４月５日

各都道府県入札契約担当部局長　殿
各指定都市入札契約担当部局長　殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に
関する公示を踏まえた工事及び業務の対応について

施工中の工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等につきましては、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の終了（令和３年３月１８日）後における工事及び業務の対応について」（令和３年３月 22 日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和３年４月１日に、１府２県（宮城県、大阪府及び兵庫県）を対象として、政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置に関する公示が行われたところです。新型コロナウイルス感染症への対策について、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和２年３月 28 日（令和３年４月１日変更））（以下「基本的対処方針」という。）においては、「三つの密」を徹底的に避け、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を行うことをより一層推進することなどが重要であるとされており、新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針として、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や「感染リスクが高まる「５つの場面」」を回避すること等を促すとともに、事業者及び関係団体に対して、業種別ガイドライン等の実践を促していくこととされています。基本的対処方針においては、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、河川や道路などの公物管理、公共工事が挙げられているところであり、まん延防止等重点措置時も同様に事業の継続が求められるものです。これらのことを踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止措置等につきましては、引き続き、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い、換気、「居場所の切り替わり」への注意など、感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策が講じられるよう、改めて、受注者に対して「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和２年５月 14 日（令和２年 12 月 24 日改訂版））」及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページにおいて公表されている業

種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の周知徹底を図るなど、適切なご対応を宜しくお願いします。

また、「三つの密」対策等の更なる徹底や、感染リスクが高い場面を回避する対策の実効性を高めるための環境づくり等について、別添１のとおり建設業者団体宛に送付しておりますので、ご参考にお知らせします。

なお、これまでも、新型コロナウイルスの罹患等により現場の施工を継続することが困難となった場合の他、受注者から工期延長等の申し出があった場合で必要があると認められるときには、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更等、適切な措置を行うようお願いしてきたところですが、これらの措置については、引き続き、同様の取扱いをお願いいたします。

併せて、新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を踏まえた、国土交通省直轄事業における対応について、別添２のとおり定めておりますので、ご参考にお知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しくお願いします。

国会公契第１号
国官技第２号
国官総第１号
国営管第４号
国営計第９号
国港総第７号
国港技第２号
国空予管第７号
国空空技第２号
国空交企第２号
国北予第１号
令和３年４月５日

大臣官房官庁営繕部　各課長殿
各地方整備局　総務部長殿
企画部長殿
営繕部長殿
港湾空港部長殿
北海道開発局　事業振興部長殿
営繕部長殿
各地方航空局　総務部長殿
空港部長殿
保安部長殿
国土技術政策総合研究所　総務部長殿
管理調整部長殿
国土地理院　総務部長殿
企画部長殿

国土交通省
大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を踏まえた
工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和３年４月１日に政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の公示が行われ、同４月５日から関係都道府県知事が指定したまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）においてまん延防止等重点措置を実施することが決定された。また、令和３年４月１日に改正された、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「対処方針」という。）において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、河川や道路などの公物管理、公共工事が挙げられているところであり、まん延防止等重点措置時も同様に事業の継続が求められることは言うまでもない。

緊急事態宣言を踏まえた工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底については、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について（令和３年１月７日付け国会公契台 29 号、国官技第 251 号、国官総第 151 号、国営管第 412 号、国営計第 118 号、国港総第 514 号、国港技第 65 号、国空予管第 580 号、国空空技第 282 号、国空交企第 206 号、国北予第 46 号。以下「１月７日通達」という。別添）において、受発注者による協議や入札等の手続、感染拡大防止対策に係る設計変更等について取扱いを定めたところである。

工事等に関しては、対処方針では、重点措置区域における取組等として、関係都道府県知事が事業者に対して、職場への出勤等について「出勤者数の７割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向けた取組を働きかけるなど、緊急事態措置を実施すべき区域と同様の対応を行うこととされていると思料される。このため、重点措置区域における工事等の対応については、１月７日通達の緊急事態宣言が発出された対象地域における工事等の対応に基づき実施されたい。なお、重点措置区域外における工事等における対応については、引き続き１月７日通達の緊急事態宣言の対象地域外における工事等の対応に基づき実施されたい。

事　務　連　絡
令和３年４月５日

建設業者団体の長　殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の終了後における工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の終了後における工事及び業務の対応について」（令和３年３月２２日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和３年４月１日に、１府２県（宮城県、大阪府及び兵庫県）を対象として、政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置に関する公示が行われたところです。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和２年３月 28 日（令和３年４月１日変更））では、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、河川や道路などの公物管理、公共工事が挙げられているところであり、まん延防止等重点措置時も同様に事業の継続が求められるものです。また、「三つの密」を徹底的に避ける、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を行うことをより一層推進し、クラスターの発生を抑えることが、感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるために重要であるとされており、さらに、新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針として、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や「感染リスクが高まる「５つの場面」」を回避すること等を促すとともに、事業者及び関係団体に対して、業種別ガイドライン等の実践等を促していくこととされているところです。

これらのことを踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止措置等につきましては、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和２年５月１４日（令和２年１２月２４日改訂版））」等を参考に、引き続き、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い、換気、「居場所の切り替わり」への注意など、感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策を講じるなど、適切なご対応をお願いいたします。

なお、まん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた対応について、別添１のとおり地方公共団体あてに送付するとともに、別添２のとおり民間発注者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。